

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会 議 の 名 称	令和8年度第1回久喜市総合教育会議
開 催 年 月 日	令和8年7月27日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前9時30分から午前10時53分まで
開 催 場 所	庁議室
議 長 氏 名	貴志信智市長
出席委員（者）氏名	柿沼光夫教育長、諸橋美津子教育長職務代理者、山中大吾教育委員、小野田真弓教育委員、渋谷克美教育委員
欠席委員（者）氏名	なし
説 明 者 の 職 氏 名	アセットマネジメント推進課長 菊地 諭 指導課指導主事兼参事兼課長 川島 尚之
事務局職員職氏名	総合政策部長 関根 義寛 教育部長 野川 和男 アセットマネジメント推進課長 菊地 諭 指導課指導主事兼参事兼課長 川島 尚之 総合政策部参事兼企画政策課長 砂川 裕美 企画政策課課長補佐兼企画政策係長 佐藤 朝香 企画政策課企画政策係担当主査 松本 悠矢 企画政策課企画政策係主事 野々山 美和子
会 議 次 第	1 開会 2 市長あいさつ 3 教育長あいさつ 4 協議・調整事項 （1）公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について （2）教職員の働き方改革について （3）その他 5 閉会
配 布 資 料	会議次第 資料1 公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について 資料2 教職員の働き方改革について
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○令和8年度第1回久喜市総合教育会議

1 開会

司会（砂川企画政策課長）

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、只今から、令和8年度第1回久喜市総合教育会議を開会いたします。

会議に先立ちまして、皆様にくつかがご了解をいただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。

本会議につきましては、原則公開とし、会議の記録のため録音するとともに、会議録につきましては、「てにをは」等を調整した、ほぼ全文方式にて、発言者の氏名を含めて作成いたしますので、皆様のご了解をお願いしたいと存じます。

次に、会議録に署名をする構成員については、市長及び市長が指名する1名の構成員が署名するものとしたいと存じますので、恐れ入りますが、市長から指名をお願いしたいと存じます。

貴志市長

教育委員の名簿の順にお願いしたいと思いますので、今回の会議録の署名は「山中教育委員」をお願いいたします。

山中教育委員

はい。

司会（砂川企画政策課長）

ありがとうございます。それでは、本日の会議録の署名は、貴志市長と山中教育委員をお願いいたします。

2 市長あいさつ

司会（砂川企画政策課長）

それでは次第に基づき進めさせていただきます。

はじめに、貴志市長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

貴志市長

皆様、改めましておはようございます。

今日は、令和8年度第1回久喜市総合教育会議の開催についてご案内申し上げましたところ、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今日の会議でございますが、「公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用」と「教職員の働き方改革」につきまして、ご協議をお願いしたいと考えております。

公共施設の適正配置を実現するためには、久喜市の公共施設のうち多くの面積を占めている学校施設の適正規模・適正配置の推進とともに、市民の皆様が活用できる施設の確保も不可欠となります。

そしてまた、学校における働き方改革の一層の推進を図るため「教職員の働き方改革」についても、意見交換をお願いしたいと存じます。

ぜひ、皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、本会議が有意義なものとなりますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 教育長あいさつ

司会（砂川企画政策課長）

ありがとうございました。続きまして、柿沼教育長からごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

柿沼教育長

おはようございます。

先般、貴志市長から令和8年度第1回久喜市総合教育会議の開催のご案内をいただきまして、本日は教育委員4名と全員で出席をさせていただきました。貴志市長におかれましては、この度の市長就任にあたっての大きなコンセプトとして、「こどもたちが大きくなったときに帰ってきたくなるまち、久喜」を掲げていただき、子育て・教育を市政の中核に据えられたことに、教育委員会としては大変心強く思っている次第でございます。

本日の総合教育会議における協議・調整事項の1つ目は「公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について」に関してでございます。公共施設個別施設計画、いわゆるアセットマネジメントについて、教育委員会では、これまで3か所の学校給食センターと一部小学校にありました単独調理場を1か所の学校給食センターに、また、合併当初34校ありました学校は30校とするなど、確実に進めてまいりました。

今後も、さらに学校の統合を実施する計画でございますので、そのような経緯を踏まえ、学校施設の市民活用についてご審議いただければと思います。

また、教職員の働き方改革については、近年の課題となっております。昨年、改正教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法にて、業務量管理、健康確保措置実施計画を策定することが教育委員会に義務づけられました。学校における教職員の働き方改革を推進するためのものですが、それは同時に、本市における学校教育の質の向上に繋がるものでなければならないと私は考えております。あわせてご意見を賜りますようお願い申し上げます。

貴志市長におかれましては、常に教育の充実、こどもたちの健やかな成長に心をかけていただき、市政を進めていただいておりますことに感謝を申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

4 協議・調整事項

司会（砂川企画政策課長）

ありがとうございました。それでは、ここで配布資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料といたしまして、

- (1) 令和8年度第1回久喜市総合教育会議 次第
- (2) **資料1** 公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について
- (3) **資料2** 教職員の働き方改革について

以上3点でございますが、お手元にありますでしょうか。

(1) 公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について

司会（砂川企画政策課長）

それでは、次第4、協議・調整事項に入らせていただきます。

ここからは、貴志市長に議長をお願いいたします。

なお、議長として会議を進行していただきますが、併せて協議・調整にも加わっていただきたいと存じます。

それでは、貴志市長、よろしくお願いいたします。

議長（貴志市長）

それでは、暫くの間、議長として協議・調整を進めさせていただきたいと思います。

それでは早速ですが、協議・調整事項「（１）公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について」でございます。

内容につきまして、担当課から説明をお願いいたします。

アセットマネジメント推進課（菊地課長）

皆様おはようございます。アセットマネジメント推進課長の菊地と申します。

本日は、「公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用」について、ご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、説明に移らせていただきます。

それではお手元の資料１ページをご覧ください。

はじめに、久喜市公共施設個別施設計画についてご説明いたします。

資料の写真は平成２４年に中央自動車道上り線で発生した笹子トンネル天井板落下事故の時の様子でございます。トンネル内約１４０ｍにわたり天井や壁が崩落し、死者９名、負傷者２名となる悲惨な事故でございました。この事故をきっかけに公共施設の老朽化問題が全国的な課題として認識され、公共施設の維持管理や更新を確実に実施していかなければならないと考えられるようになりました。

そこで、国では、建築物やインフラ施設など、あらゆる公共施設の維持管理や更新を確実に実施するための対策をその費用も含めて把握するとともに、対策を講じていくための取組を推進していくこととしました。

これを受け、本市では、平成２８年３月に「久喜市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する公共建築物やインフラ施設の維持管理の基本となる考え方や更新費用の削減目標を定めました。

そして、この総合管理計画に続く計画として、令和３年３月に「久喜市公共施設個別施設計画」を策定いたしました。

個別施設計画とは、総合管理計画を達成するために、学校やコミュニティセンターなど、市が保有する公共建築物の１つ１つの将来の方向性を明らかにした計画でございます。

２ページをご覧ください。

こちらは、公共施設全体の方向性についてでございます。

まずは本市の現状からご説明いたします。一般的に建築物は、築３０年を経過すると、老朽化の進行により大規模な改修を要しますが、本市の公共施設のうち築３０年以上経過している施設の割合は現在約８０％となっております。

また、市役所と各行政センターのように、合併前の旧１市３町がそれぞれ独自に整備を進めてきた公共施設を引き継いでいることから、類似した施設の重複が生じています。

ほかにも、本市の人口は平成１７年にピークを迎えており、そこから年々人口は減少傾向であり、今後も減少していく見込みでございます。

これらの現状を踏まえ、将来、施設の改修・更新等の費用が一斉に必要なことや、人口減少に伴う余剰施設の発生、市税の減少が見込まれています。

そのため、今あるすべての公共施設を維持し続けることは実質不可能であり、将来の財政状況と人口規模を見越した施設総量の縮減が必要となります。

３ページをご覧ください。

こちらは個別施設計画どおりに施設を削減していった場合の施設の削減量のグラフでございます。令和元年度末時点において公共施設の延べ床面積は約３４万６千㎡で、計画どおりに削減を進めていった場合、第１期満了時点である令和１１年度末には約２９．８万㎡、計画期間満了時点である令和３７年度末には約２２．７万㎡となり、計画全体で

約34.4%の削減となります。

4ページをご覧ください。

こちらは個別施設計画どおりに施設を削減していった場合の費用面における削減効果の試算結果でございます。

今ある全ての公共建築物を維持し続け、必要な改修や建替えを行った場合の費用は、総額約1,515.7億円、年間平均といたしまして約43.3億円と試算されております。

一方で、全ての公共建築物について、配置の適正化と長寿命化を実施した場合、35年間の将来更新費用の総額は987.8億円、年間平均約28.2億円となる見込みでございます。

本計画に基づく取組を進めることで、総額約527.9億円、年間平均約15.1億円、割合にして約34.8%の削減効果が見込まれております。

なお、建設業界のあるポータルサイトによりますと、費用については、昨今の物価高騰の影響で、試算した平成31年度から比べると現在では1.6倍程度増加しているとの情報もあり、計画を進めた際の費用がさらに増加することが見込まれております。

次に5ページをご覧ください。

こちらは、個別施設計画策定当時の公共建築物の延床面積の割合を施設分類別に示した図でございます。

本市の保有する公共建築物は182施設、約34万6千㎡でしたが、学校教育系施設が全体の約60%を占めておりました。

また、現在の個別施設計画では、分類ごとに施設を統廃合する計画となっております。例えば、学校教育系施設では、鷺宮小学校、上内小学校、鷺宮西中学校を統合し、鷺宮西小中学校とする計画となっております、これは実際に令和8年度4月に開校いたしております。しかし、学校とコミュニティセンターなど、分類が異なる施設の統廃合に関しては、計画はしておりません。

6ページをご覧ください。

市民文化系施設において、除却予定の施設については、今後も市民活動が継続できるように代替施設の確保が求められているところであります。

そして、先ほど5ページで示したとおり、久喜市の公共施設のうち学校教育系施設が占める割合は約60%であり、市内全域に点在しています。また、小中学校については、児童生徒が利用していない時間や土日祝日など終日利用がない場合があります。

これらのことから、小中学校は除却予定の公共施設の代替施設として活用できる可能性があるとの認識が広がってきており、私どもとしてもそのような考えは有効ではないかと思っております。久喜市の例でいいますと、本町集会所は除却予定だったのですが、この近くには久喜小学校があります。農村センターも8月から閉館する予定ですが、その近くには江面小学校があり、こちらも利用できる可能性があるのではないか、と考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。

学校施設の目的外使用については、地方自治法第238条の4第7項及び学校教育法第137条等の規定により、学校教育上支障のない限り、目的外使用が可能であると文部科学省によって見解が示されております。

ただし、学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、精神的悪影響や、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれており、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生ずる恐れが明白に認められる場合も含まれております。

8ページをご覧ください。

こちらは、実際に小中学校の一部を市民活動の利用のために一般開放した、東京都三鷹市の事例でございます。

まず、使用できる施設につきましては、三鷹市内の7つの小中学校であり、会議室や音楽室、家庭科室などを使用することができます。児童生徒が普段使う普通教室の利用はできないこととなっているようです。

次に、使用できる人についてですが、三鷹市で登録を受けた団体に所属している者に限られております。団体登録の要件は、6人以上で構成されていること、半数以上が市内在住・在学・在勤であること、市内に住所を有する18歳以上の者を代表者とするのとあります。

次に、使用時間につきましては、主に9時から21時の間で、午前、午後、夜間のように時間を分けて使用しているようです。施設ごとに使用できる時間帯は異なり、学校の授業日や休業日でも使用可能になる時間というのは異なっております。

料金につきましては、基本無料でございますが、一部の部屋を使用する際には料金が発生します。料金は事前に登録した指定の口座から引き落としとしており、減免措置があるようでございます。

次に、使用する流れでございますが、まず団体登録を行っていただき、そして使用日の3か月前から抽選予約をすることができるようです。2か月前から3日前までは空いているところの予約ができるようございまして、予約後、承認がおりたら当日に使用するという流れになっております。

次に9ページをご覧ください。

三鷹市の事例に続くものでございます。使用者は資料に記載のある注意事項や、禁止事項に抵触しないよう使用し、遵守されないようであれば利用ができなくなります。

以上が三鷹市の事例でございます。

続いて10ページをご覧ください。

こちらは、東京都小平市の事例でございます。小平市では、小学校、市民文化系施設、放課後児童クラブといった、異なる分類の施設を統合し、複数の機能を有する施設の建設を予定しております。実際にはまだ運用が始まっておりませんので、細かい利用方法については構想中のようでございますが、参考までにご紹介させていただきます。

施設は機能ごとに明確にエリア分けされ、エリアごとに別々の入口と事務室が設けられます。地域開放スペースには、音楽室や家庭科室、集会室などがあり、学校施設が使用していない際には、一般開放されるようでございます。地域開放スペースには鍵のかかる管理扉を設置するため、例えば、学校施設が地域開放スペースにある音楽室を使用する際には、放課後児童クラブと地域交流センター側の扉に鍵をかけることができます。これによって、施設の利用者と動線が交差することはありませんが、必要によっては地域開放スペースで児童と地域交流センター利用者が交流するといったこともできるようです。

また、学校施設、地域交流センター及び放課後児童クラブそれぞれに事務室があるため、単独で存在する施設のように利用することもできます。

このように、建物の設計段階から複合化を想定することができれば、費用はかかりますが、学校施設をうまく活用することができるようになると考えております。今後、統廃合を進めて、新築していく場合には考えてみたいところであります。

最後に11ページでございます。東京都三鷹市のように学校施設を一般開放するにあたっての課題でございます。

まず、安全管理・セキュリティ面ですが、一般人が校内に立ち入ることで、許可していない人の侵入であったり、許可した部屋以外に誤って侵入したりすることなどが考えられます。その結果、個人情報の漏洩や物品の紛失・盗難のリスクもあります。

次に、管理人の事務負担についてですが、鍵の管理や受け渡し、有事の際の対応等事務負担が発生しております。

ほかに、施設予約者は学校行事や部活動との調整から、急な使用取り消しとなることと考えられます。

また、維持管理において、光熱水費・修繕費・空調使用料の増加、備品破損時の補充などのコストがかかるほか、騒音や責任の所在、使用者マナーなどの課題もございます。

本市のアセットマネジメントを推進していくためにも、今後、学校施設の一般開放は有効な方策と考えております。しかし、現時点では様々な課題もあるため、すぐには難しいと考えており、実現に向けてどのようなことが必要か、例えば、施設面ではシャッターなど

で区切りが必要など、本日、様々な議論をしていただきますが、これをきっかけに担当レベルで議論を深めていければと思っております。

私からの説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

議長（貴志市長）

ありがとうございました。

ただ今、担当課から「公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について」説明がございました。ここで少し私の考え方というのも説明させていただければと思います。今、担当課から説明があったところに加えて、資料の４ページをご覧ください。

個別施設計画の見方というのを、ぜひ教育委員の皆様にも知っていただきたいと思います。第１期、第２期、第３期、第４期というのが、大体８年から９年区切りになっております。第１期というのが、少し細かいのですが、２０２９年までです。第２期が２０３０年から２０３８年までです。この棒グラフを見ていただければわかりやすいと思いますが、第１期でかかると想定されるお金が１３２億円、第２期が５５８億円、第３期は７４億、第４期が２２２億円ということで、特に第１期は年ではばらばらのグラフにしているのですが、２、３、４期の棒グラフの高さを見ていただければ、その違いが顕著だと思います。第２期が突出しています。それに比べて第３期が低くなっています。これは、あくまでも公共施設だけにかかるお金で、ここには、例えば今話題になっているごみ処理場のコストとか、あるいは運動公園とかは入っておりません。施設に分類されるものだけなので、それだけでもこれだけかかります。

それに加えて、この１．６倍費用増加っていうところを少し説明します。今、例えばこの第２期５５８億円と書いていますけれども、この積算の根拠というのは、平成３１年時点のコストなのです。今、当然物価というのは、各種報道でお伝えのとおり、急激に上がっています。平成３１年からの比較でいうと、実勢価格で最も信頼のあると思われる試算でいうと、１．６倍になるのです。つまり、この５５８億円に単純に１．６を掛けると、見込まれる額というのが算出されます。そうすると８９２億円なのです。ここで激増するというのが、お分かりだと思います。これに加えて、ここに載っていない費用もあるということで、この対策というのがまさに急務です。

この個別施設計画は、市役所本庁舎の建替え、新庁舎の新築をしないということは決定しましたが、それだけではまだまだ足りないほどの大変な財政負担もあるというのが、このグラフから非常に読み取りやすいものと思います。

そういった前提の中で、これから公共施設を減らしていかなければいけない、特に、学校施設というのが公共施設における延べ床面積で約６割を占めるということで、この整理というのは必要です。

加えて、アセットマネジメントの観点と少し離れますが、学校の統廃合という観点からも、特に菖蒲地区のこれからのこどもの数の減少というのは著しく、向こう５年ぐらいで、４０％減るという報告を受けております。極端な数字で言うと、５校小学校があつて、新入生が５０人ぐらいしかいなくなると。当然各校でばらつきがあるので、各校１０人という意味ではないのですが、それだけ深刻な状況であることも考えて、学校施設の活用というのは、これから急務かなというふうに考えているところでございます。その中で、地域のコミュニティを維持していかなければいけないということを考えると、学校施設は、先ほど説明があったとおり、活用していかなければいけないという前提で考えております。

以上、私の考え方について申し上げさせていただきました。

では、「公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用について」ですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

柿沼教育長

説明ありがとうございます。

本市では地域に開かれた学校づくりというのはこれまでも進めてきて、そしてもう１０年になりますけれども、すべての学校がコミュニティスクールということで、学校を核としたコミュニティを作っていくという役割も学校施設にあるというふうに私どもも理解をし、学校

にもそういうふうにお話をしております。

そういう中で、公共施設の適正配置と市民活動における学校施設の活用ということを今日の話し合いの1番目に挙げていただいたのですが、もう説明をいただいたので、私も、活用するということには、これはいかんとかそういうことは全くありません。

学校施設を一般に開放するということについての課題も整理していただいているので、教育委員の皆さんにとって話の論点がどこにあるのかっていうのがちょっとわかりにくいかなというところで、お願いなのですが、学校施設の開放は、ある意味リスクや安全面を担保しなければならないということで、先ほど三鷹市の説明があり、私も三鷹市の教育長もよく知っていて、この話を前から聞いています。学校へ入る場合に名札を着用する、導線を分けるなどの設備や運用面の対策は必須です。そのため、三鷹市も全部の学校がやれるわけではありません。

もう1つは、必要性があるところを活用していくということなので、どういう方がどういう活用をするかというように、アセットマネジメント推進課としてどこの公共施設を廃止するので、どこどこの学校が利用できないかのように、一般論ではなく具体的に示した上で、協議を進めてほしいと思っています。先ほど一例として、本町集会所を閉館したときに久喜小学校、農村センターについては江面小学校を活用することができないかという話がありました。このことで協議をするならば話がしやすいかなというふうに思います。しかし、すでに実は久喜小学校は、地域コミュニティ協議会等の会議には活用しています。これは校長の許可でできますので、もうすでに活用しています。放課後こども教室でも使っており、児童数も減ってないので、余裕教室も若干であり、どれぐらいあるかというのはまた学校と相談しなければならないものと考えています。そういうことの整備をするために、どうしたらいいかという話し合いをしていくのか。また、農村センターが終了となった場合の江面小学校については、すでに公民館活動、いわゆる公民館運営委員の会議等は校長の許可でもって利用しています。そのため、顔が分かる人たちに活用してもらうならば、さほど難しい問題はないかもしれませんが、一般活用という不特定多数の人に活用してもらう前提でお話するのであれば、課題の整理をしていただくことが必要かなというふうに思います。

今学校の安全っていうのは、昨年立川でも事件があり、一昨年は戸田でも事件があって、やはりこどもたちの安全を守ることが、私どもの第一義的な責任でありますので、そういう観点から活用をしていく場合に、どうしていくか、その活用の相手方もどこまで広げるか、もうすべて、一般の方によいですよということになれば、それなりにセキュリティなり、安全面の設備も必要になると考えます。その場合、コストもかかりますので、その点も考えながら進めていただいていた方がよいと思います。

活用するということには全く異論はありませんので、これまで述べたように少し整理してからでないと教育委員からのお話がなかなか難しいかなというふうに思ったものですから、先にお話させていただきました。

議長（貴志市長）

おっしゃるとおり、公民館的に使うとなるとそれは、今の施設のまま勝手に知らない人が団体登録したからといって入ってくるっていうのは、これはなかなか学校のセキュリティ上、現実的ではないと思っています。

それも踏まえまして、教育委員の皆様のご意見をぜひ伺いできればと思います。

諸橋教育長職務代理者

私は今ボランティアで、放課後こども教室の運営に関わっております。

その中で月曜日と土曜日、学校がお休みの日も、施設を貸していただいて、活動をしているのですが、例えば土曜日になってきますと、学校側のセキュリティで、鍵の開錠は学校の関係者・管理職でないと開けられないとか、先生方でないと開けられないため、既存の学校を使うとなると、こうした開錠についてはどういった方々がしなければいけないのか。そうなったときに、学校の先生の負担が増すのではないかという心配もあります。

また、予約をするにしても、その予約に学校も関わってくるとなれば、学校の管理職がそれに対しての事前の事務的な手続きをするとなると、そういったことの負担も増えるという

のが、色々日常的に学校に行っていて、予測できるところです。そういったことも整理して、学校の有効活用をしたいというところで、どうやったらそれが可能になっていくのか。統廃合して使われてない学校が今どんな状況になっているのかちょっとよく分からないのですが、既存の学校を使うというよりは、今閉校してしまった学校を活用できないのかなと今聞いていて思いましたが、どうなのでしょう。

議長（貴志市長）

私が冒頭でその整理をはっきりすればよかったのですが、閉校した学校をコミュニティ施設としてまた使うということになると、結局公共施設の面積が減っていかないので、閉校する学校は閉校する学校として整理して行って、残っている学校を使えるかという方向であります。

鍵の管理とか、先生方の手間というのは、おっしゃるとおりだと思うので、その場合というのはやはり教育長がおっしゃったような、完全に何か物理的に区切って、その関係を先生方にお手間をかけない方法などが必要なのではないかなというのは想像するところです。

諸橋教育長職務代理者

実際、土曜日でも学校の中の校舎に入らないで、教室を借りないで、体育館だけでできるようにしようとも思ったのですが、その場合、先生来なくてもいいですね。ですが、やはり先生方としては、何かあると困るということで、やはり誰か1人いらっしゃるのです。そういった意味でやっぱり、学校としては、自分たちの学校の防犯面とか、この間、火災もあつたりして、そういったところでやはり心配っていうのはつきないのかなと思ったりします。

議長（貴志市長）

土曜日に先生に来てもらうのは非常に心苦しいですね。

だから、年間の回数減らしたりとか、できるだけ集約させたりとか、各自いろいろな工夫をされていると思いますが、今後もし解放を検討するのであれば、おっしゃるとおり、まず物理的な問題、それから先生方の働き方の問題っていうのは、当然検討されるべきです。

ありがとうございます。

柿沼教育長

久喜北小学校は、片方の建物に特別教室がずっと並んでおり、たぶん外部の方が使える施設として考えたのですね。

議長（貴志市長）

家庭科室とかがあるところですね。確かに外から入れるかもしれないですね。

柿沼教育長

そういう建物はあそこだけなのです。

小野田委員

私も今の小学校、中学校をそのまま三鷹市のような形で使うというのは、難しいと思います。私がよく行く学校は栗橋小ですが、「音楽室を使いましょう」「家庭科室を使いましょう」といったときには、必ず、2階、3階、4階と上がっていかなくてははいけません。そうすると、各教室にどうシャッターをしても、そこを通らなければならず、これはもう全然防犯にも何もならないので、難しいのだというふうに思っております。

栗橋小のプール棟のように、若干校舎と離れているならばよいかと思うのですが、ただ、今プール棟の方も教室として使っているの、それもちょうど難しいのかなと思います。

全部会議室とか音楽室とか家庭科室とか、先ほど教育長がおっしゃったように、1つに集約されているのであればすごく使いやすいのではないかと思います。

私も資料を見てから、色々調べてみたのですが、やはり複合施設化っていうのがとても気になりまして、いろいろな事例を見ていました。大阪とかにある小学校とコミュニティセン

ターとかをすでに一緒にやっているところの例を見ましたら、すごく管理がきっちりとしていました。建物が２つに分かれているというのも、その施錠がしっかりされていて、学校そのものには入れない、でも共有スペースがあるので、みんなで使うことができるといったものはすごく理想的なものだと思いますが、これをやるには広大な土地と費用がかかると思っています。

ただ、菖蒲地区とかのように児童生徒数が減っていて、全部の小学校をもし１つにしたり、小中学校にしたりするような場合には、そこに公民館を建ててというようにすると、久喜市として、こういうことをしているよということの１つになって、とても素晴らしいものになるのではないかなと思います。しかし、現状の小学校、中学校では、費用や学校の先生の負担のことを考えると、なかなか難しいかなというのが意見です。

議長（貴志市長）

まさに資料でいうと１０ページの考え方でしょうか。学校施設に対して、鍵があつたり、入口が分かれていたりする。確かにこういうようなことを綺麗にやるには、新しいものを造るときというのは選択肢かもしれないですね。小平市も、２０３３年完成で、期間が先ですね。

わかりました、ありがとうございます。

山中委員

今、皆さんの言っていることを聞いて納得する部分が多いのですが、利用なさる方々、例えば学校の音楽室とか家庭科室は、２階、３階にあります。コミュニティセンターを使う方は高齢の方が多いと思うので、そういう足の不自由な方をどうするのかというところがあると思います。学校に階段しかないとか、エレベーターがあっても給食用であって人が乗ってはいけないとか。基本的には一般用で使ってはいけないエレベーターしかない場合、そういう方々の配慮も考えていかないと、いざ「コミュニティセンターを廃止しました。学校を使ってください。」と言っても、使用なさらないのではないかなと思います。

また、車で来られる方もいるのですが、先生方の車も停まっていた駐車場の確保ができないのではないのでしょうか。実際に利用する方がどれぐらいになるのかというのが、まず考えられるのかなと思います。あとは、皆さんが言ったとおりセキュリティ問題があると思います。やはり、こどもたちの安全を第一に考えて使わないといけないので。

さらには、学校とかグラウンドとかも今後貸していく方法で、コミュニティセンターとしてはあると思うのですが、１団体が毎週ずっと同じ時間帯に使ってしまうと、もうその団体しか使えなくなってしまうので、いざ新たな団体ができたときに借りられないじゃないかと思っています。そして、利用の調整も「抽選です。」といっても、毎年同じところを使っている状態になってしまうので、そこもまだ課題があるのではないかなと思いました。以上です。

議長（貴志市長）

エレベーター問題、そうですね。先程おっしゃっていた、栗橋小もまさに階段が急ですよ。上までっていうのが、通常のコミュニティセンターとはなかなか違うというのはありますよね。もし、利用する場合には、利用者の動き方とか、あるいはどういった方がお使いになって、本当に移動できるのかといったところは十分に検討する必要があるというふうに思います。

ありがとうございます。

渋谷委員

この個別施設計画の第２期に莫大な費用がかかるということが試算されているわけですから、これを実施する場合の目標年度っていうのを早めに設定する必要があるのではないかなと思います。もうすでに課題が洗い出されているわけですから、これをいつまでに解決していくかという道筋が必要ではないのかなというふうに思いました。

それと、もう１点なのですが、この事業が上手くいけば、今いわゆる「地域の学校」というものが「地域の拠点」というふうな形に変わっていく可能性があると思います。そのとき

に、今の発想は空いているから使うということですがけれども、それをもっと一歩踏み込んで、この一般開放が子どもたちにどういった価値やメリットがもたらされるのかといった視点が必要ではないかと思います。要するに地域と学校の連携をさらに深めて、子どもたちの学びですとか、それから地域の活力に繋がるような取組といった観点での一般開放・学校の利用という視点があれば納得しやすいのではないかと思います。以上です。

議長（貴志市長）

ありがとうございます。

子どもたちにどういうメリットがあるのか、それと地域と学校が融合することによる良い面というのがさらに強くなってくると、地域の方のご理解とあとは学校側のご理解というのも進みますよね。

ありがとうございました。ここまで聞いて教育長、いかがでしょうか。

柿沼教育長

この地域に開かれた学校づくりっていうのはもうかなり前から言われてきて、そういう中に、複合施設をつくっていくという構想でやっている学校もあるけれども、いずれにしても、財政的な負担がやはり大きいので、どのように改修しながらやっていくかというのは、なかなか難しいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、アセットマネジメントとして考えている今後の公共施設の適正配置の中で、どこのコミセンとか集会所とかをアセットを進めていくのに、学校としてどうなるかという具体的なものを出していただければ、学校がいっぱいだというところは難しいですが、余裕がある学校については、最小限の人の配置とか施設の改修とか、こうすれば使えるようになりますよということが具体的にできるのかなと思っています。

そのため、一般的な話だとなかなかこうしたいああしたいで終わってしまうので、先ほど目標年次の話もありましたが、今後第2期に向けてどういう計画をもって進めていくということを示していただければ、私どもとしても、具体的に近くの学校の施設をどういう活用ができるかについて、十分話し合いをしたいと思っております。

議長（貴志市長）

ありがとうございます。今、まさに個別施設計画は改訂が進んでいくところであります。そこで、どの施設がどのようになるのかという一定の方向性を示して、それが整理されて、どこの地区にコミュニティでの活用場所が足りないのか、あわせてその学校の状況を考える必要があると思います。

ありがとうございました。では他にご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。

（２）教職員の働き方改革について

議長（貴志市長）

続きまして、協議・調整事項「（２）教職員の働き方改革について」でございます。担当課より説明をお願いします。

指導課（川島課長）

指導課の川島でございます。教職員の働き方改革について、説明させていただきます。

先ほど、教育長のあいさつの中にもございましたが、令和7年6月に「給特法の一部を改正する法律」が定められ、今年度から教育職員の処遇改善が行われております。この中で、教育委員会が講ずべき措置として、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることが義務付けられました。久喜市におきましても、これを受けて、令和8年3月に「久喜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めたところでございます。この計画の内容と現状における課題について、説明してまいります。

まず、本計画の趣旨と目的については資料のとおり、業務の適正化を推進することで、教員が子どもと向き合う時間と心のゆとりを創出し、久喜市の教育のさらなる向上を目指すも

のでございます。

現状と課題をみてまいります。教育職員はその業務の特殊性から、労働基準法における上限基準をそのまま適用することはできませんが、目安として時間外在校等時間を1日あたり2時間を想定した「月45時間」以内とすることを目標水準としております。令和6年度の調査結果になりますが、この時間外在校等時間について、本市の現状は、45時間超えが、小学校で23.1%、中学校で37.2%でございました。また、過労死のリスクが高まるとされる月80時間超えについては、小学校で0.8%、中学校で5.0%でございました。教育DX等の成果により徐々に縮減されつつあるものの、依然としてこの状況は非常に深刻であると認識しております。特に中学校について、課題が非常に大きいものと考えております。

年次休暇の取得状況とストレスチェックの結果でございます。年次休暇は年間10日以上を一つの目安としております。こちらも令和6年度の実績値になりますが、年間10日以上取得できている方が全体の65.5%でございました。ストレスチェックの結果をみますと、総合的には、健康リスクは全国平均を100としたとき、本市の値は84と大きく下回っており、ストレスの少ない職場環境が実現できております。一方で、内容をみると、職場のサポートのスコアが80だったのに対し、仕事の量的負担・コントロール度が105となっており、ここに課題がございます。

このような状況を踏まえ、本計画の目標を4つ決めました。期間は令和11年度まででございます。

指標① 時間外在校等時間 月45時間以下を100%にすること

指標② 全ての学校において学校ごとの月平均時間外在校等時間を30時間以内とすること

指標③ 年次有給休暇10日以上取得を100%にすること

指標④ ストレスチェックにおける健康リスクのスコアを全国比80以下にすること

今年度を含め4年間でこれを実現することを目指します。

ここからは、目標達成に向けた方策をみてまいります。基本的な方向性として、文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」に基づき、方策を立てております。

1つ目は「学校以外が担うべき業務」に分類された内容、

2つ目は「教師以外が参画すべき業務」に分類された内容、

3つ目は「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に分類された内容です。

このあと、それぞれについてみてまいります。

1つ目、「学校以外が担うべき業務」に関する方策と課題をみてまいります。

まず、登下校に関する業務です。方策としては、これまでも進めてまいりましたが、地域・保護者による見守り活動を推進します。また、実情を踏まえた登校時間の適正化と書きましたが、ここには、解決が難しい課題がございます。それは、家庭の事情で早く登校せざるを得ない児童生徒もおりまして、登校時間の幅が大きく、結果として、教職員は児童生徒の登校前に出勤せざるを得ない現状があることです。

次に、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応です。これについては、指導課で教職員向け接遇ガイドブック及び保護者向けの学校とのコミュニケーションに関する資料を作成してまいります。一方で課題としては、学校は、保護者、地域と連携、協力する関係にあるため、「過剰な苦情、不当な要求」という判断が難しく、法的な視点からの支援が必要だと感じております。

次に「教師以外が参画すべき業務」に関する方策と課題をみてまいります。まず、学校への調査統計等につきましては、調査の精選、スリム化を進めつつ、調査システムの改善を図ってまいります。この方策については、ここまで校務DXを進める中で順調に改善されてきております。次に、学校施設の管理業務の委託化については、水泳学習の外部委託を進めております。学校のプール施設に関しては、維持管理に係る費用と労力が大きいにもかかわらず、近年は暑すぎてプールに入れない日もあり、児童生徒の教育的な側面からも、費用的な側面からも民間のプール施設に委託した方がメリットが大きいことが分かっています。中学校及び義務教育学校については、今年度から全て外部委託化しておりますが、小学校については、施設までの移動時間、児童数が中学校の倍いること、水泳学習に充てるべき時間数も多いことから、当面は学校のプール施設を利用することとしております。ある程度地理的に

分散した場所に委託先を確保することと、小学校の今後の水泳学習をどうしていくかが課題でございます。

次に、部活動における外部指導者拡充と地域展開については、休日の部活動は全て地域に展開するとともに、平日についても、外部指導者の配置を拡充してまいります。これまで国の実証事業に参加する中で、地域クラブの数は年々増えてきているものの、これらの地域クラブをとりまとめ、持続可能な運営体制を構築していくことが課題でございます。

次に「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に関する方策と課題をみてまいります。まず、事務的業務については、内容を整理、合理化し、校務DXを推進します。また、共同学校事務室の充実を図ってまいります。ここでは、学校徴収金の公会計化、学校が可能な限り現金を取り扱わない体制をつくることが課題でございます。

次に、指導計画の立案・準備の合理化については、教科担任制の推進、そして「オンライン共同授業」という仕組みを現在検証中でございます。また、全学校共有の教材データベース作りにも取り組んでおります。こちらについては、概ね順調に進行中であると認識しております。

次に、チーム学校・チーム久喜体制の構築については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校の会議へ参加する体制をつくるなど、専門職、関係機関と連携した取組を推進してまいります。この方策については、何より、市費による学校支援スタッフの拡充が肝でございます。

続いて、各学校が取り組む内容について説明します。まず、教育課程・学校行事の最適化です。総授業時間数、学校行事、週日課について、内容を精査し、最適化を図ります。課題としては、台風や大雪の時、あるいは感染症予防の対策をとるときなど、非常時に臨時休業にすると、実施すべき時間数が足りなくなる恐れがあるというところでございます。

次に校務DXの推進に関しては、国が行っている「校務DXチェックリスト」の達成状況80%を実現します。こちらは教育委員会を対象としたものと学校を対象としたものがあり、令和7年度については教育委員会の取組は全国第1位、学校の取組は全国第10位でございました。学校の取組について、更なるDXを進めてまいります。この方策については、毎年度入れ替わる教職員への対応と、何より学校ICT環境の更新が課題でございます。

次に、教育職員の健康・福祉に関する内容です。まず、ストレスチェック実施率100%を確保し、集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進します。ここでは、個に応じた支援、管理職のマネジメント力向上が課題です。

次に、長時間労働への対応については、管理職や指導主事による個別の面談・指導を実施します。

次に、相談窓口の設置と「学校閉庁日」の設定です。今年度から各学校に担当の指導主事を設定し、日常的に相談できる体制をつくったり、夏季休業期間中に加え県民の日を学校閉庁日としたりするなど、概ね順調に進行中でございます。

次の、学校職員のテレワークについても、実施できる環境と実施規程を作り、概ね順調に進行しております。

以上、本計画における方策と課題について説明してまいりました。

本計画が実効性を発揮していくためには、PDCAサイクルによるフォローアップと支援体制が機能することが重要です。的確かつ継続的に状況を把握し、必要な研修を実施しつつ、各学校の実態に応じた支援を行い、その進捗状況を公表するとともに、定例教育委員会や総合教育会議において報告してまいります。毎年度チェック機能をしっかり働かせることで、確実にステップアップし、4年後の目標を達成し、働きやすく、働きがいのある学校をつくってまいります。

最後のスライドに、ここまで申し上げた本計画実施上の課題を一覧にまとめてございます。担当課からの説明は以上でございます。

議長（貴志市長）

ありがとうございました。先生方の働き方改革というのは、全国的な課題であると認識しております。先日報道で、途中で心身の都合によって体調を崩されて、それで結果、先生が足りなくなっているという状況があると全国的に聞いているところです。そういったことを

踏まえて、こどもたちのためにということを考えると、学校の先生が健やかにいていただくことというのは非常に重要だと思っておりますので、先生方の働き方改革は一層進める必要があると考えております。

では、ご意見いかがでしょうか。

諸橋教育長職務代理者

いろいろな課題があると思うのですが、ひとつポイントを挙げるとしたら、保護者の対応というのが大きいと思います。やはり、いろいろな報道でも耳にするのですが、保護者対応によって、先生が本来こどもが帰った後にすべき業務が滞ってしまう、そして、自分がやろうと思っていた授業の準備が、結局後手後手になってしまって、業務が多くなってきて、それで先生方の心身の不調に繋がるという報道も耳にしました。

そういったところで、何か事件があったときに、第三者の委員会を立ち上げるのではなく、事前に各学校に法的に支援をできるような専門家の方が、各学校1人とは言いませんけれども、そういった方の相談が常にできるような状態になってくると、例えば個人の担任の先生の問題がやはり管理職にいくと思うのですが、管理職でも対応が難しい場合、そういった専門家の方の知識を得たいというようなお話も聞いたことがありますので、そういった方が常駐できるような支援をしてもらえるといいのかなと思っています。保護者からの相談に対する初期対応というのは大事だと思いますので、それがこじらせていろいろな問題に繋がっていく前に、先生方の相談相手として、知識を得られるような方がいるといいのかなと思います。

議長（貴志市長）

今、先生方あるいは各学校で何か法的に相談したいというときは、どういう体制なのでしょう。

指導課（川島課長）

一旦、指導課にご連絡いただいて、指導課から県のロイヤーさんに相談できるかどうかを確認していくという流れになっております。

議長（貴志市長）

一旦指導課に話がきて、指導課から県という流れなのですね。埼玉県教育委員会の方で契約している弁護士がいるということですか。

指導課（川島課長）

そうでございます。

柿沼教育長

県の弁護士に相談する場合、書類を用意するなど手続きがあり、時間がかかります。そして、必ずしも潤沢ではないので、もう契約の数を超えましたって言うと駄目だったりします。どうしても時間かかるので、こういう場合はもう即座に回答が欲しいとか、こうしたらいいというアドバイスが欲しいと思っているのだけれども、県の制度は現実には使いにくいというところです。

議長（貴志市長）

久喜市の契約している弁護士に相談するというのは実務上可能なのですか。

総合政策部（関根総合政策部長）

はい、可能です。

議長（貴志市長）

久喜市の弁護士というのは、案件ごとに何か契約したりするのでしょうか。

総合政策部（関根総合政策部長）

案件ごとにいくらというお支払いになっております。

議長（貴志市長）

かかった時間に応じてということなのですね。

総合政策部（関根総合政策部長）

顧問弁護士という形をとっていないので、まずは先生の空いている時間ということになるので、今日の明日というのは難しいというのが現状です。

議長（貴志市長）

相談をして大体これくらいという感じで先生から言っていただいて、それに対する支払いをするとすると、なかなか気軽に使えるとは言い難いですね。

実はまさに私もスクールロイヤーを整えたいというのはずっと表明しているところですので、なんとかこういう体制を整えていきたいと。報道も含めて色々見聞きするところだと、先生方が対応に困るようなハラスメント的な問題も含めて、法的な見解というのが先生方の近くにある状態で保護者の方と直接やりとりするのではまた違うと思いますし、場合によっては先生方が直接やりとりしない方がよい場合もあると思うので、まだ今日この場では具体的にはならないのですが、スクールロイヤーの活用というのはそもそも私も掲げているところですので、ぜひ検討を進めていきたいと思います。

小野田委員

私が少し気になっていたのが、学校以外が担う業務で、登下校に関することです。先ほど、保護者の都合で早く登校せざるを得ない児童がいるというお話をいただきましたが、実際には門が開いていないので入れない、学校が閉まっているので正門の前で待っているみたいなことになっていると、安全ではないと思います。

小一の壁とかも言われていましたが、保育園は7時から開いているけれども、小学校は8時になってしまった、その1時間はどうするのかということで、学童にやっていただいたらどうなのかのような話もあったとは思いますが、やはり教育委員会と学童とは違いますし、同じ学校内に学童があるとは限りません。栗橋はとても遠いところに学童があったりもしますし、それをどういうふうにしていくのかというのはあるのですが、やはり学校が始まる前の早い時間に、一般市民というか、どこか教室を開ける、先ほどの市民開放とちょっと繋がるような感じですが、教員が開ける鍵ではないところのお部屋が1つ開放されて、そこに誰かいて、そこで預かっていただけたらとか、そういうところも必要ではないかと思っております。

最初の公共施設のところで調べていたときにあったのが、学校前の朝食会の日みたいな、コミュニティセンターの調理室で、ボランティアの方がこども食堂として朝食を作って、そこにこどもが来て、ご飯を食べて、そこから行ってきますと学校に行く、そういうところも実際にあります。そういうのが理想なのかなと思っていて、早い時間に先生が来なくてはいけないという状況は避けないといけないと思います。

もう1つ、先生としても、駅から学校まで徒歩で来るような場合、その途中に通学班がいても、全然違う道を通ってきてしまうなど、学校に着いたら先生だけ、学校に着くまでは先生じゃないよというところは、こどもを見たらおはようとか、同じ通学路を通して学校に行くとかすることもよいのかなとは思いますが、ただ、今の先生はそこはしっかり区切ってらっしゃるのかなというふうに思われます。

議長（貴志市長）

朝の預かりというと、よく学童保育の建物を使って、先生方の負担をかけない形で、全く外部の方というか指導員の方に来てもらって、というのは全国的に進んでいるところだと思います。利用者の方の負担とそこに対してどこまで公費を充てられるのかという問題が当然

出てきます。全員が使えるかどうかは分からないので検討ではあるのですが、ただ候補としては、学校で先生方の負担をかけずに、朝の問題を解消するには、学童保育というのは1つキーワードになるのかなと思います。

柿沼教育長

多少ですが、県の補助もあります。

議長（貴志市長）

そうですね。品川、横浜、大磯など、神奈川県の方はわりと進んでいるんですね。ニーズはあると思います。働く方はその数十分に一年生のこどもがひとりで家にいるのはなかなか難しいというところはあるので。他にも事例がありますので、費用負担についての整理など、検討していきたいと思います。

山中委員

登下校のところなのですが、今はPTAがだんだんと解体されていっています。辞めていく学校が多い中、学校と保護者が話す機会が減ってきているのではないかなと感じています。まだPTAがあってPTA会長やPTAの役員さんがいると、PTAの中での話を学校に上げてくれるパイプ役がいるのですが、PTAが無くなってくると、パイプ役がいなくなって、直に学校に意見が届き、モンスター的保護者が直に先生を詰めたりする状況です。私も何度かそういった保護者を見たことがあるのですが、先ほど言ったとおり、先生だけの責任ではないようなことでも、うちの子に限ってという状態になる保護者が多いので、先生は本当に大変で、精神を病んでしまっている先生がいらっしゃるのも見ていますので、ぜひ、先生が相談できる方、法的に守っていただけるような方を置いてほしいと思います。

あとは休日の部活動についてです。小学校はなかなか部活というのはないのでクラブ活動になるとは思うのですが、部活動に対して、中学生の方は先生の負担を減らすのであれば外部講師をしっかりと配置して、児童数が少ないので、野球やサッカーなどの大人数が必要なところは、各学校単位ではなくて広域にやっていただいて、どこかの学校で「サッカー部は〇〇中学校でやりましょう」と分けてもよいのかなと思います。また、こどもたちも専門家に教えてもらえれば、通うのも学校間を移動するのも苦ではなく、やりたいことはこどもたちもやるはずなので、ぜひ外部講師、先生方の負担を減らす観点も踏まえて、やりたい先生がいるもの勿論なのですけれども、なるべく先生たちの負担を減らしていただければと思います。以上です。

議長（貴志市長）

確かに部活動というのは、先生方の負担という側面と、こどもの減少という二つの面を抱えているのかなというふうに思います。私が関わりの深かった中学野球だと、単独で出場できているのが鷲宮東中と菖蒲中の2つしかない状況です。そうすると必然的にそれはもはや合同チームになっていて、合同チームであれば、クラブチーム化というのは進めやすいかもしれないです。そもそもがもうチームなので。ただ、1年生の状況とかで組み合わせが時々変わります。組み合わせが変わったりするという難しさはあるにせよ、1校で例えばサッカー11人確保できるのは難しくなっている時代だと思うので、このクラブチーム化という流れとある意味一致しているかもしれないと思います。

先生方は、兼業届とかを出せば指導者として指導できるということですか。

柿沼教育長

そうです。つまり学校でやると在校等勤務時間外に入ってしまうので、それを国は削減したい。地域クラブ活動の兼職兼業の手続きはいりますけども、地域クラブ活動の指導員になると学校と離れるので、この在校等勤務時間外に含まれないことになり、それを進めなさいとされています。つまり社会体育になるという考え方です。

今、本市の先生方にも理解していただいて、兼職の手続きをとっていただいて、いわゆる社会体育として地域クラブ活動の指導をしていただいています。やりたい方はやっていただ

いて、ただ、そうでない方をやっぱり救わないと、学校のブラックの問題を解決できないというところです。

議長（貴志市長）

その場合、例えば社会体育のチームで、交通費など一定の報酬が生じてもよいわけですね。

柿沼教育長

これは、報酬も国の方から補助をいただいておりますので、学校でやった場合は部活動手当が出るのですが、それよりも若干高い報酬を支払う仕組みにしております。

議長（貴志市長）

クラブ活動の指導員として、それなりの対価があるのですね。先生でも高い専門性を持った方もいらっしゃると思いますし、その方が希望されるのであればそういう形で教育に関わることも可能だし、希望されない先生はやはりそれは違う扱いで整理が必要だと思います。

サッカーはどうなのでしょうね。11人単独でやっている学校ってほとんどなさそうですね。あとは外部のクラブチームも、サッカーは多くなってきましたよね。

柿沼教育長

野球やサッカーは多いです。

山中委員

クラブチームになってしまうと、団体が違うから、試合や大会が違って、こっちのクラブチームに入っているとこの大会には出られないとかがあります。

議長（貴志市長）

クラブチームの運用形態にもよると思うのですが、場所として学校を使っただけのようになると、もしかしたらクラブとしてはやりやすいかもしれないですね。

柿沼教育長

そうですね。ただ、ガイドラインがあって、いわゆる勝利至上主義の、時間を無視したような練習はできないなどの制限があるので、いわゆるクラブチームとなかなかこれが一致しないというところです。

議長（貴志市長）

わかりました。そういった課題はあるにせよ、スポーツとの関わり方は今後変わってくるというところでしょうか。

では、渋谷委員お願いいたします。

渋谷委員

2点ほどあるのですが、資料の最後に目標達成に向けた課題のまとめというのがありまして、これが計画策定をして令和11年度と設定されています。ですから、9つ項目がありますが、この優先順位をつけるべきではないかと思います。そして、予算をつければ解決することも中にはあるわけです。例えば、学校徴収金の公会計化というのは、県内の多くの自治体でもすでにやっているところがありますし、こういったものは予算をつけるべきです。それがまず1点です。

2点目は、先週、文部科学省から送られた教員の精神疾患に伴う離職についてですが、私も意外に思ったのですが、休職の主な要因として、児童生徒への指導に関することが26.5%、職場の対人関係が23.2%というふうに高いです。これについては多分資料の中ではストレスチェックの徹底ということで、管理職のマネジメントの向上と個に応じた支援となっていると思いますが、個に応じた支援が実際にどのように行われているのかをもう

少し見える化するといいますか、そこの取り組みをもう少し具体的な形でどのようにやっていく必要があるのかというのを明らかにした方がいいのではないかと思います。以上です。

議長（貴志市長）

そうですね。この一覧非常に見やすく、私も参考になったところで、確かに課題に優先順位と、あとは市としてできることというのものもあるかと思いますので、財政負担を伴うものも当然あるのですが、十分にここに挙げていただいた課題に関しては検討を進めたいと思っています。

先ほどおっしゃっていた児童生徒対応と職場内の関係性というところもありますね。

渋谷委員

意外だったのが、労働時間に関しては、長時間勤務というのは0.5%、保護者との関係というのが6.1%でした。保護者との関係の方が高いと思ってきたのですが、数字で見ると児童生徒への指導に関すること、これは先生の資質の問題にもなるかと思うのですが、どのように具体的に指導していくのか、そこにもし予算が伴うものであるのだとすればそれを明らかにしてもらって、予算要求してもらう必要があると思います。その部分がブラックボックス化しているような印象を受けました。

議長（貴志市長）

よく保護者の方は学校に連絡して、自分の思い通りにならないと教育委員会に連絡するというケースもあると思います。そういった件数というのはどのように推移していますか。

指導課（川島課長）

確実に増加しております。

議長（貴志市長）

そうですね。想像はつくところでございます。

先生方もそうなのですが、教育委員会の皆さんの働き方改革も進めなければいけないと思いますので、そこについても十分に検討できればと思っています。

わかりました、ありがとうございます。

（３）その他

議長（貴志市長）

つづきまして、協議・調整事項の「（３）その他」でございます。次回以降もテーマに基づいて意見交換を行いたいと考えておりますが、次回以降のテーマについて皆様からご提案等ございますでしょうか。

（特になし）

議長（貴志市長）

無ければ、事務局から提案をさせていただければと思いますが、事務局からの提案はありますでしょうか。

事務局（野々山主事）

事務局からは、「久喜市立義務教育諸学校におけるいじめ・不登校問題への対応について」と「菖蒲地区小学校の統合等について」の２点をテーマとして提案させていただきます。

本市では、第３期久喜市教育振興基本計画において、「誰一人取り残さない教育」を基本理念として掲げ、多様な子どもたちを包摂（ほうせつ）する取組を推進しております。

学校におけるいじめや不登校の問題は年々深刻化・複雑化してきており、従来の学校組織だけでは、様々な状況に置かれた子どもたちに公正・公平かつ個別最適な支援を届けることが難しくなっているものと認識しています。

子どもたち一人ひとりが安心して教育を受けることができ、それぞれの可能性を最大限に伸ばせる教育環境を実現することは、将来的に子どもたちが大きくなったときに帰ってきたくなる久喜市につながるものと考えます。

つきましては、「久喜市立義務教育諸学校におけるいじめ・不登校問題への対応」についての課題と展望について、意見交換をお願いしたいと考えております。

併せて、菖蒲地区の小学校における学校統合等については、今後、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会に諮問され、検討を行っていくことから、本会議におきましても、「菖蒲地区小学校の統合等」についての今後の方向性や考えられる効果、課題等について、意見交換をさせていただきたいと存じます。

議長（貴志市長）

ただいま、事務局から「いじめ・不登校への対応について」と、「小学校の学校統廃合について」ということで提案がありました。皆様から他にいかがでしょうか。

（特になし）

では他にないようですので、今回の会議のテーマは、先ほど申し上げた2つのテーマとさせていただきます。事務局から資料を提供し、その際にまた意見交換をさせていただければと思います。

それでは次に、進めさせていただきます。

その他、皆様からご質問やご意見があれば伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「特になし」の声あり）

議長（貴志市長）

他にないようですので、以上をもちまして本日予定しておりました協議調整は終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。

5 閉会

司会（砂川企画政策課長）

ありがとうございました。

次の会議日程をお伝えいたします。令和8年10月19日を予定しております。時期が近くなりましたら、改めて、皆様にご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回久喜市総合教育会議を終了させていただきます。活発な意見交換をありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年8月20日

久喜市長 貴志 信智

久喜市教育委員 山中 大吾